

(写)

龍ヶ崎市議会議員及び龍ヶ崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月26日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第33号

龍ヶ崎市議会議員及び龍ヶ崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市議会議員及び龍ヶ崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年龍ヶ崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第8条 龍ヶ崎市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき、当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に、当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数が生じた場合には、これを1円に切り上げるものとする。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に支払うものとする。	（ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第8条 龍ヶ崎市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき、当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に、当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数が生じた場合には、これを1円に切り上げるものとする。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に支払うものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の龍ヶ崎市議会議員及び龍ヶ崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日

（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。